

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	19 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から同年12月までの期間及び56年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から同年12月まで  
② 昭和56年1月

国民年金は、国民の義務だと思っており、また、責任感から20歳になった昭和54年\*月頃に、一人でA区役所において加入手続を行った。

国民年金に加入以降、納付通知が来ると、毎回、一人で納付手続を区役所や信用金庫、郵便局で行ったと記憶している。

当初からずっと納付しているにもかかわらず、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の頃A区役所で国民年金の加入手続を行い、以降申立人の国民年金保険料を継続して納付していたところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得時期から、申立人の申述のとおり、昭和54年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①及び②は保険料を納付できる期間である。

また、申立期間①及び②について、B市の国民年金被保険者名簿では納付済みとなっており、行政側の記録管理に不備が見られる。

さらに、申立期間①及び②の前後の期間は国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立人が、申立期間①の3か月及び申立期間②の1か月とそれぞれ短期間である国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年12月まで

私が申立期間当時勤務していた会社は厚生年金保険及び健康保険適用事業所でなかったため、昭和60年4月頃にA市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続をしたと思う。国民年金保険料額は覚えていないが、保険料は勤務先の取引銀行だったB銀行（現在は、C銀行）D店の窓口で、市役所から送られてきた納付書から納付期限までに国民健康保険料及び地方税等と一緒に納付していた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、市役所から送られてきた納付書により保険料を納付したとしている。このことについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から61年4月頃に払い出されと推認され、オンライン記録から、その後の63年2月8日に過年度納付書が作成されたことが確認できる。当該納付書が作成された時点では、申立期間のうち61年1月から同年12月までは保険料を納付することが可能な期間である上、申立人が12か月と短期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

一方、申立期間のうち昭和60年4月から同年12月までの期間については、上記納付書が作成された時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から同年 6 月まで  
② 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで

私の家では国民年金の加入手続及び保険料納付は全て父が管理しており、家族の国民年金保険料をきちんと納付してくれていた。私の国民年金についても、私が 20 歳に到達した昭和 47 年に父が加入手続して保険料納付してくれていたはずである。父が加入手続をした私の 1 歳年上の姉には未納期間はなく、私が結婚した時にも父は適切に国民年金の氏名及び住所変更手続並びに保険料納付をしていた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳に到達した昭和 47 年に、その父が国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれたとしている。このことについて、申立人の所持する国民年金手帳には「昭和 47 年 9 月 8 日発行」と記載されていることから、申立人は 47 年 9 月に国民年金に加入したと推認され、その時点で申立期間①は遡って納付することが可能な期間であり、申立期間②は現年度納付が可能な期間である。

また、申立期間①と②の間の昭和 47 年 7 月から同年 9 月までの期間の保険料は同年 9 月 8 日付けで納付済みであることが申立人の所持する国民年金保険料納付書兼領収証書から確認されたことから、平成 22 年 12 月 2 日に職権により記録追加されていることがオンライン記録から確認でき、行政の記録管理に不備が見られる。

さらに、申立人は、その父が申立人の家族についての国民年金加入手続

及び住所変更手続並びに保険料納付を適切に行っていたとしているところ、申立人の家族の国民年金保険料は申立期間を除き未納はなく、国民年金制度に対する理解度及び保険料の納付意識は高かったと考えられ、いずれも6か月間と短期間である申立期間①及び②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の昭和47年1月から同年6月までの期間及び同年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から同年10月31日まで  
株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額の記録は8万円となっているが、当該期間の標準報酬月額は36万円であったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初36万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年10月31日）の後の3年11月18日付けで、同年10月1日の定時決定を取り消した上で同年4月1日に遡及して8万円に引き下げている。

一方、商業登記簿によると、申立人は、申立期間において株式会社Aの取締役であったことが確認できるが、申立人は営業課長として営業の業務に就いており、社会保険手続の業務には関与していないと主張しているところ、複数の同僚からも同様の供述が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、36万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については68万円、②については67万円、③については62万4,000円、④については60万円、⑤については30万円及び⑥については29万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日  
② 平成15年12月19日  
③ 平成17年12月16日  
④ 平成19年12月17日  
⑤ 平成20年8月16日  
⑥ 平成20年12月16日

有限会社Aから申立期間に賞与が支給され、保険料も控除されているが、当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与支給明細書（申立期間⑤及び⑥は賞与明細書）から、申立期間①は標準賞与額68万円、②は標準賞与額67万円、④は標準賞与額60万円及び⑤は標準賞与額30万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③については、同給与支給明細書の記録から認められる保険料控除額及び賞与額から標準賞与額を62万4,000円に、申立期間⑥については、同賞与明細書の記録から認められる保険料控除額及び賞与額から標準賞与額を29万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①から⑥に係る厚生年金保険料を納付



する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間に係る賞与支払届の提出を社会保険担当者が社会保険事務所（当時）に出し忘れたのではないかとしているものの関係資料が無く不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（30万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 8 年 11 月から 9 年 9 月までの標準報酬月額が 15 万円とされている。給与明細書にもあるようにこの期間の給与は 30 万円であり、厚生年金保険料も標準報酬月額が 30 万円に相当する額が控除されているので納得がいかない。調査の上、この期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたが、平成 9 年 10 月 7 日付けで 8 年 11 月まで遡り、15 万円に訂正されているとともに、9 年 10 月 15 日付けで申立人が同年 10 月 1 日に健康保険厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理がなされていることが確認できる。

また、当該事業所において、申立期間に健康保険厚生年金保険被保険者である者が 20 人確認できるが、そのうち、申立人を含む 19 人について平成 9 年 10 月 7 日付けで 8 年 11 月まで遡り、標準報酬月額が 10 等級以上引き下げられているとともに、当該 19 人については、商業登記簿で確認できる取締役 3 人については標準報酬月額の訂正処理日と同日の同年 10 月 7 日に、そのほかの 16 人については同年 10 月 15 日に厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、事業主は「当時、資金不足で社会保険料の滞納があり、社会保険事務所で調整してもらった。」と述べているとともに、複数の同僚は、事業主から「当時、社会保険料が払えなくなったので国民年金に切り替え

る。」と言われたと供述していることから、平成9年9月当時、株式会社Aでは厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成9年10月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるべく、申立人について、8年11月まで遡って標準報酬月額減額訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成8年11月から9年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B店における資格取得日に係る記録を昭和40年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社本社から同社B店へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A株式会社保管の従業員名簿及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和40年9月1日にA株式会社本社から同社B店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B店における昭和40年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 3 日から 40 年 12 月 30 日まで

日本年金機構から脱退手当金受給確認のハガキが来て、A株式会社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給されたことになっていることを初めて知った。申立期間の脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前に勤務した事業所に係る5回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。

しかしながら、申立人が被保険者期間のうち申立期間のみを請求し、申立期間であるA株式会社の入社直前にほぼ継続して勤務していたB株式会社とC株式会社に係る被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、A株式会社において被保険者記録を持つ女性の同僚のうち、申立人の健康保険証番号の前後110人の同僚の記録を確認したところ、資格喪失時において脱退手当金の受給権を有していた同僚は27人おり、そのうちA株式会社を退職後に脱退手当金の支給記録がある同僚は4人のみである上、上記同僚のうち、所在の確認できた26人に照会したところ、15人から回答があり、9人が「退職時に会社から脱退手当金の説明は無かった。」、6人が「説明が有ったかは不明。」と供述している。

さらに、当該事業所で経理、社会保険事務を担当していた女性の同僚は、「勤務期間中に脱退手当金の手続をしたことは無く、退職する被保険者に

脱退手当金の説明をしたことも無い。」と供述している上、上記同僚照会の回答のあった 15 人のうち、当該事業所は代理請求をしていなかったとする者が 7 人、残りの 8 人は行ったかは不明と回答していることから、当該事業所が脱退手当金の代理請求を行っていたとはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を9万2,000円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月1日から45年10月1日まで  
申立期間の標準報酬月額は平成22年12月に年金事務所によって7万2,000円に訂正された。

しかし、私が保管する当時の給与明細書では標準報酬月額9万2,000円に相当する厚生年金保険料が控除されているので調査して正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は当初1万2,000円と記録されていたところ、平成23年1月6日付けで7万2,000円に訂正されていることが確認できるが、当該訂正処理についてA事務センターは、「年金加入記録に係る調査の際、申立期間に係る被保険者名簿についてはほかの関係資料が無いため、目視による確認及び申立人からの申出と同被保険者名簿の前後の記載状況（同僚）等を総合的に判断して訂正したと思われる。」と回答している。

しかしながら、今回の申立てに当たり、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書等を見ると、昭和44年6月の昇給が確認できる上、同年同月から同年8月までの平均給与額が9万2,703円であり、従前等級との比較において同年9月の随時改定に該当していることから、事業主が月額変更届を社会保険事務所に届け出た結果、同年10月までは標準報酬月額の上限額である6万円が、同年11月（同年同月より標準報酬月額等級表変更）からは9万2,000円が適用されたと推認できるところ、B株式



会社（現在は、C株式会社）に係る事業所別被保険者名簿における申立人の申立期間の標準報酬月額は、不明瞭であるものの、標準報酬月額の変遷欄に「44・9 44・11 年法改」のゴム印が押されていることから、申立人は44年9月の随時改定、及び同年11月の等級改正に該当していたことが認められる。

また、申立人が申立期間に勤務していたB株式会社の事務担当者は、「申立人の提出した給与明細書は、当時使用していたものであり、当時は1月と6月で基本給が上がっているのもので昭和44年6月から同年8月の給与平均額に基づいて同年9月の月額変更届を提出していると思われる。」と供述している。

さらに、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の申立期間における標準報酬月額が「92」、「72」及び「12」（いずれも単位千円）のいずれにも読み取れるような表記となっていると認められ、オンライン入力時に誤って「12」と入力し、前述の金額訂正処理の際にも誤って「72」と入力された可能性がうかがえる。

加えて、前述の金額訂正処理についてA事務センターは、「当時の状況等を推量し判断した結果であり、適正な処理であった。」とするものの、「仮に申立人より当時の給与明細が提出されていれば、その保険料控除額も含め、総合的に判断し、9万2,000円として訂正処理を行っていた可能性はある。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和44年9月の随時改定において標準報酬月額を9万2,000円とする旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を9万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB店における資格喪失日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和39年4月8日から平成6年3月末日まで株式会社Aに継続して勤務していた。申立期間はB店からC店に転勤した時で、会社が社会保険の届出に対して、手続上のミスをして1日の欠落になったと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（同社B店から同社C店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録から、申立人は、株式会社Aにおける約28年間の勤務において、同社の各事業所間の異動は14回あるが、申立期間を除き、残りの全ては月初日が資格喪失日となっていることに加え、申立人が同社B店で厚生年金保険被保険者の資格喪失した日の前後1年間において、同社に係る厚生年金保険被保険者の記録がある同僚を調査したところ、申立人以外に月末の資格喪失日となっている者は一人だけであり、当該職員は、同社の退職者で転勤者では無いことが確認できることから、昭和41年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年4月の社会保険

事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料が無いため、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

平成19年12月10日に係る標準賞与額については、申立人は、41万8,000円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を41万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間①のうち、平成20年5月1日から同年9月1日までの期間については、標準報酬月額決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円、及び20年4月から同年6月までは41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額に係る記録を20年5月及び同年6月は36万円、同年7月及び同年8月は41万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は平成20年7月10日に係る標準賞与額45万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を45万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年2月1日から20年9月1日まで  
② 平成19年7月10日  
③ 平成19年12月10日  
④ 平成20年7月10日

オンライン記録では、株式会社Aにおける申立期間①に係る標準報酬月額が当時の報酬額と相違している。給与明細書があるので、調査して標準報酬月額を適正額に訂正してもらいたい。また、申立期間②、③及び④に係る賞与の支給を受けていたが、標準賞与額の記録が無いので、当該期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①に係る年金記録及び申立期間②から④までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成19年2月1日から20年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、20年5月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているところ、申立人から提出された給与明細書及び賞与明細書によると、申立人は、申立期間について、その主張する報酬月額及び賞与額が事業主により給与及び賞与から支給されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間③について、申立人から提出された賞与明細書から、45万円の賞与額が支給され、41万8,000円に相当する厚生年金保険料が控除されているのが確認できる。

したがって、申立期間③の標準賞与額については、前述の賞与明細書に係る厚生年金保険料控除額から、41万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間③に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、保険料も納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①のうち、平成19年2月から20年4月までの期間については、申立人から提出された給与明細書から、保険料控除額に相当する標準報酬

月額がオンライン記録（30 万円）と一致又はそれ以下の標準報酬月額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②については、申立人から提出された賞与明細書から、5 万円が支給されていたことは確認できるものの、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、事業主に照会したところ、事業主は「申立期間②については、厚生年金保険料を納付してない。」と証言しており、このほか、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①のうち、平成 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、30 万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与明細書から、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成 19 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 36 万円、20 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 41 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の株式会社 A における標準報酬月額に係る記録を 20 年 5 月及び同年 6 月については 36 万円、同年 7 月及び同年 8 月については 41 万円に訂正することが必要である。

申立期間④の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書から、標準賞与額（45 万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できることから、当該期間に係る標準賞与額を 45 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年6月1日から13年10月1日までを26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月3日から14年5月31日まで  
年金記録を確認したところ、株式会社Aに勤務していた期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与の額より低くなっていた。調査と記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成12年6月から13年9月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書並びに源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られないが、給与明細書並びに源泉徴収票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と

社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、あつせんとした期間を含め、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間について、給与明細書並びに源泉徴収票で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成9年2月から12年5月までの期間及び13年10月から14年4月までの期間については、申立人から提出された給与明細書、源泉徴収票並びに給与支払報告書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和61年9月から62年9月までの期間を30万円に、平成2年10月から同年12月までの期間及び3年2月から同年9月までの期間を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成11年8月を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から平成12年3月まで  
有限会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額について、給与明細書から確認できる報酬額と比較して低額となっているため、正しい額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人から提出された給与明細書及び事業主から提出さ

れた賃金台帳から確認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立期間のうち昭和 61 年 9 月から 62 年 9 月までの期間の標準報酬月額に係る記録を 30 万円に、平成 2 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 3 年 2 月から同年 9 月までの期間の標準報酬月額に係る記録を 38 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち昭和 61 年 9 月から 62 年 9 月まで、平成 2 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 3 年 2 月から同年 9 月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付した旨の回答をしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間のうち平成 11 年 8 月に係る標準報酬月額について、上述の給与明細書及び賃金台帳から、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額の記録を 38 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち平成 11 年 8 月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付した旨の回答をしているが、事業主から提出された同年 8 月の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書から、標準報酬月額を 34 万円と届け出たことが確認できることから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち昭和 61 年 1 月から同年 8 月までの期間、62 年 10 月から平成 2 年 9 月までの期間、3 年 1 月、同年 10 月から 11 年 7 月までの期間及び同年 9 月から 12 年 3 月までの期間については、上述の給与明細書及び賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額とが一致しているこ

とから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行  
わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額については、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の平成20年4月において、標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月1日から同年9月1日まで  
A株式会社に勤務していた期間についての標準報酬月額の記録が事実と相異している。申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成20年4月1日から同年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、申立期間において適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間は本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立人の申立期間については、オンライン記録によると、標準報酬月額が16万円と記録されている。しかし、申立人提出の給与支払明細書によると、厚生年金保険被保険者資格取得時の翌月（資格取得月の平成20年3月は5日分の支払のみであるため平常の支払額とはならない）の20年

4月には標準報酬月額 20 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険法によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得時において事業主が届け出なければならない報酬月額は、被用者が労務の対償として受けるべき全てのものとされている。

また、当該給与支払明細書から、申立期間において、標準報酬月額 20 万円を上回る報酬月額が支払われていたことが確認できるところ、平成 22 年 6 月 23 日に実施された年金事務所の調査により、申立期間後の標準報酬月額が 20 年 9 月から 21 年 8 月までの期間は 22 万円、21 年 9 月から 22 年 8 月までの期間は 20 万円に訂正されていることが確認できるとともに、被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定について、当該年金事務所に確認したところ、「給与明細書から確認できる基本給等は標準報酬月額の対象となる報酬であり、資格取得時の報酬月額として加算されるべきものと思われる。」との回答が得られた。

したがって、申立人の A 株式会社における申立期間の標準報酬月額に係る記録を 20 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年7月から15年8月までを20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月から同年9月まで  
② 平成13年10月から14年6月まで  
③ 平成14年7月から15年8月まで

年金事務所で標準報酬月額について照会したところ、A株式会社（現在は、B株式会社）に勤務した期間のうち申立期間①の平成12年4月から同年9月までは18万円、申立期間②の平成13年10月から14年6月までは20万円、株式会社C（現在は、B株式会社）に勤務した期間のうち申立期間③の平成14年7月から15年8月までは19万円となっていた。当時支払われていた給与額と相違しているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間③の標準報酬月額については、申立人が保管する株式会社C（現在は、B株式会社）における給与明細書から、申立人が、当該期間

においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額（19万円）を超える報酬月額の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書から、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、申立人のオンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち平成8年6月から同年9月までの期間を44万円に、同年10月から10年3月までの期間を47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年6月1日から10年4月30日まで

社会保険庁(当時)の記録では、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているが、実際に支給された給料よりも低額となっている。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初平成8年6月から同年9月までの期間は44万円、同年10月から10年3月までの期間が47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(10年4月30日)の後の同年5月18日に8年6月から10年3月まで遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる上、同様の遡及訂正処理が3人の同僚についても確認できる。

また、事業主は、「当時の業績は厳しく、約6か月分の社会保険料の滞納があり、社会保険事務所(当時)に一人で相談に行ったところ、一部の従業員の報酬月額を引き下げれば滞納が帳消しになると説明され、標準報酬月額を実際よりも低く届け出ること同意した。こういった権限は代表取締役である自分だけが持っていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成8年6月から同年9月までの期間を44万円に、同年10月から10年3月までの期間を47万円に訂正することが必要と認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年5月25日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成6年11月から7年4月までの標準報酬月額については28万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月30日から8年8月1日

昭和60年4月から平成12年3月までA株式会社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録によると、6年11月30日から8年8月1日まで厚生年金保険の加入記録に空白がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 雇用保険の記録から、申立人は、A株式会社において昭和60年4月1日から平成12年3月31日まで勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成6年11月30日より後の7年5月25日付けで、6年11月30日に遡って資格喪失処理されていることが確認できるが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚の記録の中には、申立人と同様、7年5月25日付けで遡って資格喪失処理されている者が複数確認できる上、同僚の証言等から、7年5月25日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、事業主は、「経営悪化のため社会保険料が納付不能になった。平成8年6月に社会保険に再加入する。」旨の記載をした7年6月5日

付けの文書を社員に配布している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日に係る有効な記録処理があったとは認められないことから、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日を平成7年5月25日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額は、B組合の申立人に係る標準報酬月額により28万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち平成7年5月25日から8年8月1日の期間については、オンライン記録によると、A株式会社は6年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、8年8月1日に再度適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持していないが、同僚二人が提出した平成7年6月分の給与明細書から、厚生年金保険料は控除されていない（翌月控除）ことが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立人は平成6年11月30日に国民年金の資格を取得し、8年8月1日にA株式会社において厚生年金保険に加入するまでの期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち平成7年5月25日から8年8月1日の期間については、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月から10年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月から10年1月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることが分かった。A市から納付書が送達されたので、B郵便局かC信用金庫D店から国民年金保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をB郵便局かC信用金庫D店で納付したと主張しているが、申立人が所持している年金手帳及びオンライン記録では、平成3年8月21日に国民年金被保険者資格を喪失した後に国民年金被保険者資格を取得した記述の記録が見当たらず、申立人も申立期間直前に勤務していた会社を辞めた後に国民年金の加入手続をした記憶が無いと申述していることから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、A市から納付書が送達されたので国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、申立期間当時はE町（現在は、F市）に住んでおり、A市から納付書が送達されたとは考えられず、A市の被保険者名簿によると、国民年金に加入した昭和56年10月から平成4年3月31日まで毎年度納付書を交付しており、5年度以降は納付書を交付していないことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料月額が5,000円から6,000円ぐらいとしているが、申立期間当時の保険料月額は1万2,800円であり、申立期間の保険料月額をの記憶に齟齬そごがあると考えられる。

加えて、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学

式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から53年3月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることが分かった。私は、20歳になる前に独立して過ごす条件として親から「年金だけはきちんとするように。」と言われ、独立した後は父との約束を守り、はっきりしないが昭和50年1月頃国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金の加入を条件に独立し、はっきりしないが昭和50年1月頃国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入時期や国民年金保険料の納付状況等についてよく覚えておらず、その状況は不明である上、特例納付を含め保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の国民年金被保険者名簿では昭和53年10月頃に国民年金手帳が交付されていることが記録されており、申立人の記号番号前後の被保険者の資格取得日からは、53年10月頃に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間のうち50年1月から51年6月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、51年7月から53年3月までの期間は遡って保険料を納付できる期間であるが、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 62 年 12 月まで

私は、結婚直後の昭和 58 年\*月頃、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、同時に 2 年分の国民年金保険料を遡って納付し、同年 4 月からの国民年金保険料は、私名義の預金口座から、間違いなく口座振替で納付したはずである。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚直後の昭和 58 年\*月頃、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、同時に 2 年分の国民年金保険料を遡って納付をし、その後の国民年金保険料は、口座振替で納付したはずであるとしているが、申立人は、国民年金の加入手続をした時期の記憶が明確でないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 2 年 2 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は、時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は 105 か月と長期間である上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は申立人名義の金融機関の預金通帳を呈示し、当該預金通帳の「お支払い金額」に「コクミンネンキン」として記帳されている金額

が、申立期間に係る口座振替の金額であると主張しているが、当該金額は、申立期間当時の国民年金保険料額に一致しているものの、その年月日はその妻の申立期間における国民年金保険料納付年月日と一致しており、この支払額はその妻の国民年金保険料の支払記録である可能性が高いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

私は、会社を退社後、自分で国民年金に加入する手続きを行い、申立期間に係る国民年金保険料については、A区において自分が納付したと思う。昭和61年度からは第3号被保険者となったが、その直前の4年間で未納というのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退社後、自分で国民年金に加入する手続きを行い、申立期間に係る国民年金保険料については、当時住んでいたA区において自分が納付したと思うとしている。しかしながら、申立人は、申立期間の国民年金保険料をどこで、どのように納付したかに関する記憶が明確でなく、申立人の夫も申立人の保険料を納付した記憶が無いと回答していることから、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から平成 3 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から平成 3 年 5 月まで  
私はA株式会社を退職後、国民年金に加入するよう母に勧められた。加入手続は母がしてくれ、保険料の納付についても母が平成 3 年頃一括で納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続と保険料の納付を行ったとしているが、その母は既に他界しており、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらの状況が不明である。

また、申立人はその母が平成 3 年頃に申立期間の国民年金保険料を一括納付したと申述しているが、申立期間当時は未納の保険料を 2 年を越えて一括納付できる取扱いが無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から 5 年 5 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、今までに交付された年金手帳は 1 冊だけだとしており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚のため勤めていた会社を辞めて昭和 52 年 7 月頃に国民年金の任意加入の手続を A 市役所で行った。市内で何度か転居したが A 市 B 地に居住していた時の納付記録がなく、国民年金資格喪失届を提出した記憶もない。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 2 月に国民年金資格喪失届を提出した記憶はなく、52 年 7 月の任意加入当初から 61 年 3 月まで、国民年金保険料を納付してきたと申述しているが、A 市国民年金被保険者名簿及び特殊台帳の資格喪失年月日欄には、昭和 55 年 2 月に資格喪失の記録が記載されていることが確認できることから、申立期間については未加入であり、制度上国民年金保険料を納付できない期間であったと推認される。

また、申立期間は 74 か月であり、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 12 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月から 62 年 3 月まで

私は結婚後間もなく、A市の広報紙で国民年金の保険料は2年まで遡って納付できることを知り、昭和62年12月頃に市役所で加入手続きを行い、窓口でその時点から2年間遡って25万円前後の保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年12月頃にA市役所で国民年金の加入手続きをした際に2年間遡り25万円前後の保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人が国民年金の加入手続きをしたとする62年12月から2年間遡った60年12月から62年11月までの期間の保険料合計額は17万1,360円であり、申立人の申述する金額とは相違している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成元年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から平成 9 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から平成 9 年 8 月まで

私が 20 歳になった昭和 56 年\*月頃、母が国民年金の加入手続を行い、その後、私が「A」の集金人に、加入していた保険の掛金と一緒に国民年金保険料を渡してきた。

平成 9 年 8 月 22 日に私が B 社会保険事務所（当時）で国民年金手帳の性別の訂正手続きをした際、新しい年金手帳が交付され、その時、職員から以前の納付記録もつながっているとの説明を受けた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 56 年\*月頃、その母が国民年金の加入手続を行い、その後、申立人が「A」の集金人に、加入していた保険の掛金と一緒に国民年金保険料を渡してきたと申述している。また、申立人は、平成 9 年 8 月 22 日に申立人が B 社会保険事務所 で国民年金手帳の性別の訂正手続きをした際、新しい年金手帳が交付され、その時、職員から以前の納付記録もつながっているとの説明を受けたと申述している。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続をしてくれたとするその母は高齢で証言を得ることができず、申立人は国民年金の加入手続に関与していない上、保険料の納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 11 年 2 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国

民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は 196 か月と長期間であり、C市（現在は、D市E区）において長期間にわたり、国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成3年3月までの期間並びに10年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年6月から平成3年3月まで  
② 平成10年2月及び同年3月

申立期間①については、私が20歳になった昭和63年\*月頃に、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間②については、私が海外で生活をしていた期間であり、母が国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間①及び②が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和63年\*月頃に、その母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであると申述しているが、申立人及びその母は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、オンライン記録によると、申立人の国民年金の資格取得日は平成9年5月21日とされていることから、申立期間は未加入期間であったと推認され、制度上保険料を納付できない期間である。

2 申立期間②について、申立人は、海外で生活をしていた期間であり、申立期間②の国民年金保険料はその母が納付したはずであると申述している。これについて、A区の「改製原附票」によると、申立人は平成10

年2月16日にA区からB国に住民票を移し、同年4月17日に再びA区に住民票を移したことが記録されており、かつ、オンライン記録によると、申立人は、同年2月17日に国民年金の資格を喪失し、同年4月17日に国民年金の資格を再取得していることから、申立期間②は国民年金の未加入期間であったと推認され、制度上保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間②において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

- 3 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 1 日から 11 年 8 月 2 日まで  
株式会社 A に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっていることに納得できない。当時の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社 A の事業主であった申立人は、「同社の社会保険業務は同社の従業員に任せており、申立期間の標準報酬月額について、当該従業員が事務処理を誤った可能性がある。」としている一方、同社で社会保険業務を担当していた当該従業員は、「申立人の標準報酬月額を減額する手続は行っていない。」としているが、申立人は、申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除が確認できる賃金台帳等の資料の存否について不明としており、上記従業員も、当該資料を保有していないとしている上、同社の元役員等からも供述を得られないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料額を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡及訂正された形跡は確認できない。

さらに、株式会社 A において、申立人以外に、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を有する者は 7 人いるが、標準報酬月額が定時決定又は随時改定により減額されている者は、上記従業員一人のみである。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除され

ていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 9 月 26 日から同年 10 月 1 日まで  
株式会社Aに、総務経理担当取締役として平成 21 年 9 月 30 日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「株式会社Aに平成 21 年 9 月 30 日まで勤務しており、申立期間は厚生年金保険の被保険者であった。」と主張しているが、申立人の提出した同社に係る賃金台帳において同年 9 月分の給与の支給及び保険料控除の記録が無いことが確認できるところ、事業主は、「申立人から同年 8 月中旬に一方向的に役員辞任の申出があり、同年 8 月末頃から入社しなくなったため、同年 9 月分の報酬は支払っていない。」と供述している上、申立人も「同年 9 月分の給与は支給されていない。」と供述している。

また、株式会社Aが税務業務を委託する税理士事務所から提出された申立人に係る平成 21 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿において、同社に係る同年 9 月分給与の総支給金額及び社会保険料等の控除額の記載が確認できるものの、受託税理士は、「代表者の意向により給与の支払は行われていないと認識している。」と供述している。

さらに、株式会社Aが厚生年金保険業務を委託する社会保険労務士事務所から提出された、申立人に係る健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は平成 21 年 9 月 26 日と記載されており、年金事務所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日と一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人と同時期に厚生年金保険の被

保険者であった者全5人に照会し4人から回答を得たが、申立人の退職日及び保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月10日から同年4月20日まで  
② 昭和31年4月30日から同年5月1日まで

船員手帳の記載から、申立期間①はA株式会社のBに、申立期間②はC株式会社（現在は、D株式会社）のEに雇用されていたことが確認できるので、両申立期間を船員保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の記載から、申立人が申立期間①はA株式会社のBに、申立期間②はC株式会社のDに雇用されていたことは確認できる。

しかしながら、上記船員手帳には、申立期間に係る船員保険被保険者の資格の取喪、標準報酬月額に関する記載欄の記入が無く、同手帳から申立人が申立期間に船員保険に加入していた事実を確認することはできない。

また、A株式会社の事業主は、申立期間①当時の資料を保管していないため、当該期間当時、申立人の給与から船員保険料を控除したか否か不明としている上、同社が保管する船員保険資格取得記録の昭和31年分の中に申立人に係る記録は無いとしている。

さらに、日本年金機構F事務センターは、「『A株式会社B』の船員保険の適用は確認できない。」と回答している。

加えて、D株式会社は、申立期間②当時の資料を保管していないため、当該期間当時、申立人の給与から船員保険料を控除したか否か不明としている上、当該期間当時、同社において船員保険被保険者資格を取得している複数の者に照会したが、当該期間当時における申立人の船員保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 5553 (事案 896 及び 2693 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月から同年 11 月まで  
② 昭和 39 年 7 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで

申立期間①は、有限会社Aに勤務したが被保険者記録が無いので、当該期間を被保険者として認めてほしい。

申立期間②は、昭和 39 年 4 月 13 日頃に株式会社Bに入社し、同年 7 月 1 日から厚生年金保険に加入していたはずだが、43 年 4 月 1 日までの被保険者記録が無いので、過去に二度、記録訂正の申立てをしたがいずれも認められなかった。その後、新たな資料は何も無いが、入社した年のお盆の頃から日給が 1,000 円から 1,200 円に上がり、その直前の 7 月から厚生年金保険に加入していた。申立期間に勤務していたほかの社員は厚生年金保険の記録があるのに、自分の記録が無いのは納得できないので、当該期間を被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 38 年 5 月から同年 11 月まで有限会社Aに勤務したとしているところ、照会した複数の同僚は申立人を知らないとしており、申立人の申立期間①に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等についての事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②（前回までの申立期間は昭和 39 年 4 月 13 日から 43 年 4 月 1 日まで）については、申立人が株式会社 B に勤務していたことは、同僚の供述等から推認できるものの、事業所別被保険者名簿によると、申立人が入社したとする 39 年 4 月以降に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人は、43 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できると同時に、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる資料は無いなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 5 月 8 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われており、また、その後の再申立においても、同僚等から新たな資料等を得ることはできず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないとして、当委員会の決定に基づく 22 年 3 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

また、今回の申立てにおいても、申立人は、新たな資料及び事情は無いとしているところ、当委員会において新たに複数の同僚に照会したところ、その供述から申立人が株式会社 B に勤務していたことは推認できるものの、申立人に係る厚生年金保険の加入や保険料控除に関する資料や供述を得ることはできず、これまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月21日から同年5月1日まで  
ねんきん定期便によると、A会で昭和43年4月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、B会で同年5月1日に資格を取得しており、同年4月は被保険者期間となっていないが、A会を退職しすぐにB会に勤務したので、申立期間はどちらかの事業所の被保険者であったはずである。調査の上、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A会又はB会に勤務していた期間であると主張している。

しかしながら、雇用保険の記録では、昭和43年4月20日にA会を離職し、43年5月1日にB会で資格を取得しており、申立期間は雇用保険の被保険者期間となっていないことから、当該期間に係る勤務実態について、確認することができない。

また、A会が加入していたC基金での被保険者資格喪失日は昭和43年4月21日であり、オンライン記録と一致している。

さらに、A会は昭和44年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も確認できないことから申立期間当時の給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができないが、申立人が保管する給与支払明細書から、42年11月から厚生年金保険料控除額が従前の1,430円から1,650円に変更になっていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額は42年10月に従前の5万2,000円から6万円に変更になっていることから、A会での給与からの厚生年金保険料控除は翌月控除であったと推認されるところ、申立人がA会で最後に支給された43

年4月分の給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額は1か月分の1,650円であることから、申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されていなかったものと推認される。

加えて、B会から提出された人事異動資料から、申立人の当該事業所への入社日は昭和43年5月1日であることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日まで  
昭和 54 年 8 月 1 日から 55 年 11 月 30 日まで株式会社Aに勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので同期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務期間について、同僚の一人は、「株式会社Aは昭和 55 年 6 月 \* 日に倒産したが、申立人は、同日まで勤務していたと思う。」と供述しているところ、申立人の株式会社Aに係る雇用保険の被保険者記録は、取得日が 54 年 8 月 1 日、離職日が 55 年 5 月 31 日とされている上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、資格喪失年月日が同年 6 月 1 日、同届出の受付年月日が同年 6 月 11 日と記されていることから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

また、元事業主は、当時の書類は残っておらず、厚生年金保険に関する届出や保険料控除については不明としている上、元事業主及び複数の同僚が、当時の経理及び社会保険事務担当者だったとしている二人のうち一人は亡くなっており、もう一人からは回答が得られないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 7 日から 39 年 1 月 16 日まで  
平成 22 年 9 月頃、「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認についてのはがきが届き、初めて脱退手当金を受給しているのを知った。受け取った覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る事業所別被保険者名簿の備考欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 1 か月後の昭和 39 年 2 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失している女性 10 人中、脱退手当金の受給資格のある 6 人について支給記録を調査したところ、脱退手当金を受給した者が申立人を含め 3 人確認でき、その支給決定日はいずれも資格喪失日の約 1 か月後であることが確認できる上、当時社会保険事務を担当した後継会社の代表取締役は、「具体的な記憶は無いが、会社が退職者に脱退手当金の説明をして請求書類を社会保険事務所（当時）へ届けていたことはあると思う。」と供述していることから、事業主による代理請求が行われていたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月10日から36年8月1日まで  
日本年金機構の記録では、A株式会社に勤務した昭和29年11月10日から36年8月1日までの被保険者期間が脱退手当金を受給したことになるが、受給した記憶が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金支給日前の昭和37年2月7日に厚生省（当時）が管轄社会保険事務所（当時）に対して申立人の標準報酬月額等の回答を行ったことが記録されており、脱退手当金裁定のために記録照会及び回答が行われたことが確認できる上、A株式会社に係る申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 1 日から 36 年 2 月 25 日まで  
株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務し、結婚を契機に退職した。現在、同社の被保険者期間は脱退手当金を受け取ったという記録になっているが、私は年金の手続をするまでそのことを知らなかった。私は脱退手当金を受け取っていないので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年5月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度創設前であり、申立期間に係る事業所を退職後、昭和43年9月に国民年金に加入するまでは厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、各申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 21 日から 43 年 2 月 25 日まで  
② 昭和 44 年 8 月 11 日から 46 年 8 月 12 日まで  
国（厚生労働省）の記録では、各申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、A株式会社に係る資格喪失日（昭和 46 年 8 月 12 日）から約 3 か月後の昭和 46 年 11 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金の支給決定日が通算年金制度発足後であるにもかかわらず、申立人は昭和 49 年 3 月まで国民年金の加入記録は無く、同社退職時に将来において年金を受給する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、各申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から30年10月31日まで  
日本年金機構からのはがきによれば、A株式会社に勤務していた期間が、厚生年金保険の脱退手当金の支給済期間となっている。しかし、退職時に給与と退職金、名刺くらいのカードを受取った記憶はあるが、脱退手当金は受給した記憶は無いので調査して、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 3 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで  
② 平成元年 8 月 16 日から 5 年 12 月 31 日まで

私は、昭和 61 年 3 月に A (株式会社 B) に入社した。1 年間の研修終了後、平成 5 年末まで、C 店を始め、D 地、E 地、F 地、G 地等、7、8 店舗勤務した。先日、年金事務所から届いた記録を確認すると、厚生年金保険の記録が 4 か月しかない。入社後 1 年間は研修期間で、給料もお小遣い程度だったので、厚生年金保険に加入していないのは分かるが、その後は、退職するまで勤務や給料の形態に変化は無く、保険料も控除されていたはずである。調査をして、記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、株式会社 B に勤務していたことは、雇用保険の被保険者記録及び同社から提出された社員名簿から認められる。

しかしながら、昭和 60 年に入社したと主張する同僚は、「入社当初 4 年間は厚生年金保険に加入しておらず、国民年金に加入していた。」と供述しており、当該同僚の国民年金の加入記録も、60 年 4 月から平成元年 3 月までは保険料納付済期間であることが確認できる。

また、オンライン記録から、株式会社 B が厚生年金保険適用事業所となったのは、申立人の資格取得日と同日の、平成元年 4 月 1 日であり、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、「平成5年12月31日まで株式会社Bに勤務していた。」と主張しているが、申立人の雇用保険の被保険者記録は、平成元年8月15日が離職日と記録されており、厚生年金保険の記録と合致する上、事業主は、「社員名簿に『平成元年8月15日退職』と記録されているので、厚生年金保険料の控除及び納付は行っていない。」と回答している。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録には、平成3年10月21日から7年7月18日まで別の事業所に勤務していた記録があり、当該事業所も、「資料が残されていないため、期日の特定はできないが、申立人は確かに勤務していた。」と供述している。

3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 21 日から 46 年 2 月 21 日まで  
昭和 45 年\*月に長男が生まれ、A株式会社を産休中に、公共職業安定所へ失業保険の手続に行き、「乳児がいると働けないので給付できない。」と言われたことや、女性職員に「年金は脱退しますか。」と聞かれ、脱退する旨を伝えたことは記憶しているが、その直後から転居を繰り返したため、そのままになってしまい、手続をしたことも一時金を受け取ったことも無い。最近になり、日本年金機構から再調査ができるという通知が届いたので申立てをすることにした。調査と記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」が丸で囲まれているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和46年6月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は当時、通算年金制度を知らなかったと供述しており、申立期間の事業所を退職後、昭和62年10月まで国民年金や厚生年金保険等の年金制度への加入歴が無い申立人が、脱退手当金の支給決定当時、受給しない明確な意思を有していたとは考え難い上、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月24日から36年8月9日まで  
② 昭和37年8月2日から38年11月1日まで  
③ 昭和38年11月6日から40年3月11日まで

日本年金機構の説明によれば、申立期間について脱退手当金を受け取っているとのことであるが、当時、脱退手当金という制度は知らず、当該期間に納めた保険料は、将来年金として受け取るつもりでいたため、脱退手当金を請求及び受領するはずはない。

第三者委員会で調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおいて、昭和34年6月1日から42年8月21日までの間に厚生年金保険の資格を喪失した同僚12人の記録を調査したところ、オンライン記録から、6人について脱退手当金が支給されており、その全員について、5か月以内に支給決定がなされていることが確認できる上、事業所の当時の担当者は、退職時に脱退手当金の説明をしていたと回答していることから、事業所により代理請求手続が行われていたことがうかがえる。

また、申立人の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和40年7月3日に支給決定されているなど、事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで  
ねんきん特別便では、有限会社Aに勤務していた平成 9 年 8 月 1 日から 19 年 9 月 1 日までのうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、9 万 2,000 円に引き下げられている。事業主は 9 万 8,000 円に係る保険料を控除していたと証言しているので、調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

有限会社Aのオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 10 年 4 月 1 日に随時改定により 30 万円から 9 万 2,000 円（厚生年金保険の標準報酬月額の下限額）に減額されているが、申立人の標準報酬月額が低額であるという事情は見当たらない上、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

また、申立期間において、当該事業所では代表取締役及び取締役の申立人のみで申立内容を確認できる同僚はいない。

さらに、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等はない上、事業主は「当時の賃金台帳等の関係書類等は保存しておらず、申立内容については不明。」と供述していることから、申立人の当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額について、確認することができない。

加えて、申立人の雇用保険の被保険者記録は無く、このほかに申立期間における申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月から 6 年 6 月まで

A 株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が 28 万円となっているが、当該期間の給料は 80 万円くらいであった。標準報酬月額の記録を当時の給料にあわせて訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、A 株式会社に係る申立人の標準報酬月額の記録は、平成 4 年 11 月 1 日に随時改定により 44 万円から 28 万円に減額していることが確認できる。

しかしながら、申立人及び元同僚の標準報酬月額については、通常の月額変更届の中で減額されており、当該事務処理は、遡って訂正しているなど、不自然、かつ、不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、当該事業所は、平成 6 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主から回答を得られないことから、申立期間に係る給与支払額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

さらに、元同僚に対する照会によっても申立期間当時の給与明細書等を保管している者は無く、申立人も給与明細書等を保管しておらず、このほかに申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 43 年 4 月まで  
昭和 42 年 6 月から 43 年 4 月まで、A株式会社B工場において勤務していたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の記録が確認できないため、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社B工場に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主は、申立期間前後（昭和 40 年から 44 年まで）の従業員名簿を確認したが、申立人の氏名は確認できなかった旨を回答している。

また、C組合からは、該当の方の情報が無いため、資料も提出できない旨の回答があった。

さらに、A株式会社B工場及びD区に所在するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。

加えて、複数の元同僚に照会したが、申立人の厚生年金保険の加入及び給与からの事業主による保険料の控除をうかがわせるような資料及び供述を得ることはできなかった。

なお、元同僚は、当時アルバイトは、厚生年金保険に加入させていなかった旨の供述をしている。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見

当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月 20 日から 58 年 3 月 21 日まで  
昭和 56 年 9 月 20 日から 58 年 3 月 20 日まで、A所に勤務したが、その間、B組合に加入して病院に通院し、また、退職後は失業保険の給付も受けたので、厚生年金保険にも加入し厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主及び複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間においてA所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が申立期間に勤務していたとするA所は、適用事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A所の事業主は、「A所は個人経営の事業所であり、事業所として厚生年金保険に加入していなかったため社員の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。健康保険についてはB組合に加入していた。」と供述している上、複数の元同僚も、「勤務していた当時、事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、給与から厚生年金保険料は控除されなかった。健康保険はC国民健康保険に加入していたので、給与から健康保険料及び雇用保険料だけを控除されていた。当時、厚生年金保険に加入していなかったため、その間は国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付した。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月から 12 年 6 月まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社に勤務していた期間の一部における標準報酬月額が、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を下回っているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間について、申立人から提出のあった平成 8 年 8 月分、同年 11 月分、11 年 8 月分及び 12 年 5 月分の給与支払明細書に記載された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録から確認できる標準報酬月額よりいずれも高額である。

しかしながら、旧 B 基金等の年金相談の担当である株式会社 C は、「申立事業所が加入する B 基金に係る加入者掛金は、1,000 分の 2 の上乗せがあり、給与明細書上の控除額に含まれていた。」と供述している。

また、申立人の給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、上記加入者負担加算掛金額を考慮すれば、当該期間において事業主が源泉

控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と全て一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。